

### 3 給水装置の基本調査

基本調査は、事前調査と現場調査に区分される。事前調査内容は、「工事申込者に確認する事項」、「水道事業者を確認する事項」がある。現場調査には、道路管理者、所轄警察署、下水道、農業用水（畑かん）、ガス、電気、電話等の埋設物管理者への調査や協議も含まれている。

標準的な調査項目及び調査内容等を表Ⅱ-3-1 に示す。

#### 3. 1 基本調査

- 1 給水装置工事の依頼を受けた場合は、現場の状況を把握するために必要な調査を行うこと。
- 2 基本調査は、計画・施工の基礎となるものであり、調査の結果は計画の策定、施工、さらには給水装置の機能にも影響する重要な作業であるので、慎重に行うこと。

表Ⅱ-3-1 調査項目と内容

| 調査項目         | 調査内容   | 調査（確認）場所  |           |    |            |
|--------------|--|-----------|-----------|----|------------|
|              |  | 工事<br>申込者 | 水道<br>事業者 | 現地 | その他<br>注1) |
| 1. 工事場所      | 町名、丁名、番地等住所表示番号                              | ○         | —         | ○  |            |
| 2. 使用水量      | 使用目的（事業・住居）、使用人員、延床面積、取付栓数                   | ○         | —         | ○  |            |
| 3. 既設給水装置の有無 | 所有者、設置年月、形態（単独・連帯）、口径、管種、布設位置、使用水量、水栓番号      | ○         | ○         | ○  | 所有者        |
| 4. 屋外配管      | 水道メーター、止水栓（仕切弁）の位置、布設位置                      | ○         | ○         | ○  |            |
| 5. 供給条件      | 給水条件、給水区域、配水管への取付から水道メーターまでの工法、工期、その他工事上の条件等 | —         | ○         | —  |            |
| 6. 屋内配管      | 給水栓の位置（種類と個数）、給水用具                           | ○         | —         | ○  |            |
| 7. 配水管の布設状況  | 口径、管種、布設位置、仕切弁、配水管の水圧、消火栓の位置                 | —         | ○         | ○  |            |
| 8. 道路の状況     | 種別（公道・私道等）、幅員、舗装種別、舗装年次                      | —         | —         | ○  | 道路<br>管理者  |
| 9. 各種埋設物の有無  | 種類（下水道・農業用水（畑かん）・ガス・電気・電話等）、口径、布設位置          | —         | —         | ○  | 埋設物<br>管理者 |
| 10. 現場の施工環境  | 施工時間（昼・夜）、関連工事                               | —         | ○         | ○  | 埋設物<br>管理者 |

|                     |  |   |   |   |            |
|---------------------|--|---|---|---|------------|
| 11. 既設給水管から分岐する場合   | 所有者、給水戸数、布設年月、口径布設位置、既設建物との関連                                      | ○ | ○ | ○ | 所有者        |
| 12. 受水槽方式の場合        | 受水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート   | ○ | — | ○ |            |
| 13. 工事に関する同意承諾の取得確認 | 分岐の同意、私有地給水管埋設の同意、その他利害関係人の承諾（確認書類）<br>・土地：公園、登記簿謄本<br>・建物：建築確認申請書 | ○ | — | — | 利用者<br>関係者 |

注1) 「その他」は、調査に際して確認すべきその他の者。